

第七章 小若連担当

第三十七条 小若連担当副頭取は、祭典規約の注意事項と祭典本部よりの指示を受け、自社の補導係と連絡し、協力し合い幼児及び小中学生の事故防止にあたる。

第三十八条 小若連担当の組織は次の通りとする。

- 小若連担当副頭取会長 一名
小若連担当副頭取会長補佐 一名
小若連担当副頭取 売一名

第三十九条 小若連担当副頭取及び補導係の任務

- 一項 補導係は、法被を着用し、腕章を左腕に着装する。
二項 補導係は自町内の屋台につき、屋台の動きに注意し、危険防止にあたること
もに、幼児及び小中学生の保護に努める。
三項 規則以外の服装をしている者は補導し、正装をさせる。
四項 危険な行動や注意を聞かない場合は、町内名並びに氏名を祭典本部に連絡す
る。
五項 花火の合図と共に、小中学生を安全な場所に集め引率し帰宅させる。
六項 小若連担当副頭取は、帰宅カードを確認し、異常の有無を祭典本部に報告す
る。
七項

第四十条 小学生祭典参加規則

- 一項 服装について
イ 各町内で決められた法被に小の印を左腕に付け、股引又は黒ズボンを着用し、
履物は、運動靴又は地下足袋とする。
エゴ、化粧をしてはならない。
- 二項 屋台の曳き回しについて
イ 自分の町内の屋台と一緒に行動をする。
II 引き綱の赤い目印から前を引く（屋台に近寄らない）
お囃子以外の者は、屋台には乗らない。
- 三項 へホニハロイ へホニハロイ
イ 履き物が脱げたときは、綱の外へ出て屋台が通り過ぎるのを待つ。
屋台が走り出したり、急に方向を変える時は、綱から離れる。
役員や係の人たちの注意をよく聞いて守る。
- 四項 事故の防止について
イ 屋台の動きに注意し、危険な場所（手木・車輪）へは近寄らない。
車などの通行に注意をする。
屋台の曳き回しコースへは自転車で乗り入れない。
暗いところやさびしい所へは行かない。
無駄なお金や危険物を持ち歩かない。
禁止と注意について
イ 「こうらん」「らんかん」へは絶対に乗らない。

お金やものを友達に与えたりもらつたりしない。
お酒を飲んだり、タバコを吸つてはならない。

五項 ハロイ

祭典に参加するものは、小若連担当役員から確認カードをもらつて参加する。
事故や変わったことが起きたら速やかに役員に連絡する。
ホイッスルは吹かないこと。

第四十一条 中学生祭典参加規則

一項 服装について

祭典には、正装で参加すること。

正装とは、各社規定の法被・肌襦袢・腹掛け・股引又は黒のズボンを着用し、
履物は、運動靴・草履・地下足袋の何れかとする。但し、手技周りでは草履
は禁止する。

中学生を表す規定のマークを腹掛けの胸部（縦十二cm・横二十cm）と法被の
左腕上部（八cm四方）に縫い合わせる。

二項 屋台の曳き回しについて

自社の屋台とともに行動することを原則とし、役員の指示に従うこと。
他社の応援をしてもよいが、役員の指示には絶対に従うこと。

三項 事故防止について

屋台の「こうらん」「らんかん」には絶対に乗らない。
手木の横にしたり、車輪の近くには絶対寄らない。

女子は夜間は手木に入ってはいけない。

夜間は危険が多いので、女子の一人歩きは絶対にしない。

四項 交通事故に気をつける。

禁止と注意について

酒を飲んだり、タバコを吸つてはならない。

エゴ、化粧をしてはならない。

変わった服装をしてはならない。

お囃子以外の者は、屋台には乗らない。

飾り物をこわしたり、悪ふざけをしない。

その他 祭典に参加する者は、小若連担当役員から確認カードをもらつて参加する。

事故や変わったことが起きたら役員に連絡する。

屋台から離れたところで事故などが起きた場合は、速やかに自町内の役員ま
で連絡をする。

幼児や小学生を正しく指導する。

ホイッスルは吹かないこと。

五項 ホニハロイ

ホニ ハロイ ホニハロイ ホニハロイ ホニ